

会食利用補助（アウィーナ大阪、花のいえ）

令和5年9月30日のご利用分まで

対象者	組合員及び3親等以内の親族
補助額	1人5,000円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円補助
補助回数	回数制限なし
利用方法	「会食利用補助申請書」に記入のうえ、利用当日、利用施設のフロントへ提出



令和5年10月1日以降のご利用から



対象者	組合員及び3親等以内の親族 （組合員又は被扶養者を必ず伴う会食）
補助額	1人5,000円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円補助
補助回数	令和5年10月1日～令和6年3月31日までの 半年間で組合員1人につき、6人分補助 <u>※補助券は組合員1人につき、6枚分まで出力できます。</u> 令和6年度からは1年度内で組合員1人につき、12人分補助のため、補助券は組合員1人につき、12枚分まで出力できます。
利用方法	支部ホームページの組合員専用ページにログインし、 組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出